

## 入札説明書（郵送入札方式）

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

1 発注者（契約権者） 福島県立ふたば未来学園高等学校長 柳沼 英樹

2 入札に関する事項

公告に示すとおり。なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「資格確認申請書」という。）に次に掲げる書類等を添付し、令和3年3月15日（月）正午までに下記5の（1）に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合、入札に参加できないので、十分に注意すること。

（1）提案協議書（様式3）

（2）参加資格制限者が今回の調達物品に係る物品の全部若しくは主要な部分の仕入れ先等になっていない旨の製造元からの「証明書」又は申請者の登録印による「確認書」（様式任意）

5 入札書の提出期限等

（1）資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和3年3月15日（月）正午まで

双葉郡広野町中央台一丁目6-3 福島県立ふたば未来学園高等学校

なお、申請書類は郵送を可とする。

（2）入札書の提出期限及び送付先

令和3年3月17日（水）正午必着

双葉郡広野町中央台一丁目6-3 福島県立ふたば未来学園高等学校

（3）開札の日時及び場所

令和3年3月17日（水）午後1時

双葉郡広野町中央台一丁目6-3 福島県立ふたば未来学園高等学校内書道室

## 6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、5（2）に示す日時及び場所へ郵送すること。

(2) 入札書を郵送（書留郵便に限る。）する際は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ 「3月17日開札タブレット機器一式の入札書在中」

なお、郵送以外の方法による入札は認められない。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

## 7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

## 8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5（3）で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付することができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。なお、再度入札の回数は原則として2回を限度とする。

(4) 初回入札が無効（ただし下記12の（2）～（4）に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立ふたば未来学園高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、条件付一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式5）により令和3年3月15日（月）までに福島県立ふたば未来学園高等学校長に説明を求めることができる。

福島県立ふたば未来学園高等学校長は、一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式5）によりすみやかに福島県立ふたば未来学園高等学校ホームページに掲載する方法により回答する。

- (2) 入札者は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。
- (3) 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

#### 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 記名、押印を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (6) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (7) その他、この入札説明書等において入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

#### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

#### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 財務規則第229条第1項各号(別記1)のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 委託契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項は、契約書による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約事項及び仕様書等について、不明または錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する部門は5(1)アと同じである。

## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記 1（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意規約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 2 略



様式2

※ 提出不要です。(学校から通知される文書です)。

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和3年 月 日

様

福島県立ふたば未来学園高等学校長

先に申請がありました条件付一般競争入札参加資格について、下記のとおり確認しましたので、お知らせします。

記

件名	タブレット機器一式	
本公告に係る入札参加資格の有無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認めた理由	

※ 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められます。





様式4

入 札 書 ( 見 積 書 )

金 額 (税抜)	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

品 名 タブレット機器一式  
納入場所 福島県立ふたば未来学園高等学校  
納入期限 令和3年3月31日

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名  
(代理人 氏名

印  
印)

福島県立ふたば未来学園高等学校長

注) 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

様式5 (FAX送信先 0240-23-6828)

条件付一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書

令和 年 月 日

入札参加者 住 所  
商号又は名称  
担当者職・氏名  
電 話 番 号 (      -      -      )  
F A X 番 号 (      -      -      )

案 件 名	タブレット機器一式
質問事項	
回答事項	